

岩倉市の就学前等における教育・保育の取組概要

1 岩倉市の就学前等における教育・保育の主な特徴・課題

1-1 ここ数年来の子ども・子育て支援施策・事業の主な動向（歩みと成果等）

子ども・子育て支援事業計画に関わる事項を中心に、ここ数年来の主な動向（歩みと成果等）を整理すると次のとおりです。

主な経過・歩み	これまでの主な成果等
◆【H21年1月】岩倉市子ども条例施行	●条例に基づき岩倉市子ども行動計画を策定・改定し、計画的に施策事業を展開。【H25年3月・H30年3月】
◆【H22～23年度】低年齢児保育需要の増大と少子化に伴う幼稚園児の減少といった課題等を解決するため、「 <u>就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針</u> 」を策定	●「岩倉型の幼保連携」を基本方針として掲げ、幼保の交流事業や共同研修等を実施。 ●岩倉初の民間保育園の開設【H24年4月】
◆【H25～26年度】「第1期子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」の策定	●認定こども園3園及び私立保育園1園の開設（特に低年齢児保育需要の対応のため）【H27年4月】
◆【H27年度】「放課後子ども総合プラン」の策定（第1期子ども・子育て支援事業計画の別冊）	●中部地域初の「駅前送迎保育ステーション」として、「岩倉市保育園送迎ステーション」（0歳児9名定員の「私立こどものまち保育園」を併設）が開設【H28年4月】
◆【H29～30年度】「岩倉市公立保育園配置方針」策定	●病児保育・病後児保育の新展開（なかよしこどもクリニック、病後児保育室てっぴールーム（H30年6月開設）への委託） ●「一体的な放課後児童クラブと放課後子ども教室」の展開⇒岩倉東小学校と岩倉南小学校、五条川小学校の敷地内における児童クラブの開設。⇒6年生までの児童クラブの受け入れの実施。
◆【H30～R元年度】「第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」の策定	●適正配置・適正規模の方針を定め、これに基づき、令和8年度までに北部保育園と仙奈保育園の統合、子ども発達支援施設あゆみの家の複合化を予定。 ●保育園の定員拡大などにより拡大傾向にあった3歳未満の保育需要に対応。 ●小学校敷地内に放課後児童クラブ（令和4年度：岩倉北小学校、令和6年度：曾野小学校）を開設・開設予定。

1-2 これまでの保育政策の経緯からみた岩倉市の保育サービスの主な特徴

特徴1：比較的早い段階から幼保連携・幼保一元化を検討（平成22年度～23年度）

*待機児童の全国的な増加を背景とした国の待機児童解消策の推進や認定こども園の制度化（「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行）を踏まえ、岩倉市では、共働きの増加に伴う低年齢児保育需要の増大と少子化に伴う幼稚園児の減少といった課題を解決するため、「就学前児童の幼稚園と保育園のあり方基本方針」を策定しました。

*この基本方針は、①待機児童解消のための方策検討と②幼保一元化の可能性検討を目的として、有識者や当事者、幼稚園・保育園関係者等からなる研究有識会を設置して検討したもので、この基本方針を踏まえて「岩倉型の幼保連携」を進め、一体的で質の高い就学前の幼児教育・保育の提供に努めています。

特徴2：公立保育園一辺倒からの脱却（保育サービス提供の民間参入の促進）

*岩倉市では、長い間、7つの公立保育園と3つの学校法人が2園ずつ経営している私立幼稚園6園の体

制で、就学前児童の教育・保育を担ってきました。

- *しかしながら、特徴1で示した基本方針の検討と並行して幼保一元化の先行モデル的な取組の一つとして、官民で連携して民間保育園の開設を進めました。その結果、平成24年4月に岩倉市初の民間保育園として子どもの庭保育園が誕生し、その後、認定こども園化されました。これを皮切りに他の2園の幼稚園も認定こども園に移行し、民間の認定こども園が計3園、民間の保育園が2園（内、1園は定員9名の0歳児を対象とした小規模保育事業所）が開設されました。令和元年10月に、さらに小規模保育事業所1園が開設されました。
- *そして、多くの市民から信頼の得られた保育サービスとして利用されており、“公営の良さと民営の良さのベストバランスによる就学前児童の教育・保育”が具現化されつつあります。

特徴3：中部地域初の「駅前送迎保育ステーション」の開設

- *平成28年4月に、中部地域初の「駅前送迎保育ステーション」として、「岩倉市保育園送迎ステーション」（0歳児9名定員の「私立こどものまち保育園」を併設）が岩倉駅東口前に開設されました。
- *これは、自宅近くの保育園などに入園できず、駅を使って通勤する保護者のため、朝、園児を預かって保育園などに届け、夕方は保育園などからステーションまで送り届け、保護者に引き渡すサービスです。対象園児は1～5歳児で、現在は13園全園が送迎サービスを利用できます。
- *これによって、通勤で岩倉駅を利用する保護者であれば、保育園と自宅との立地関係にこだわらずに保育サービスが受けられる環境が整ったことになります。

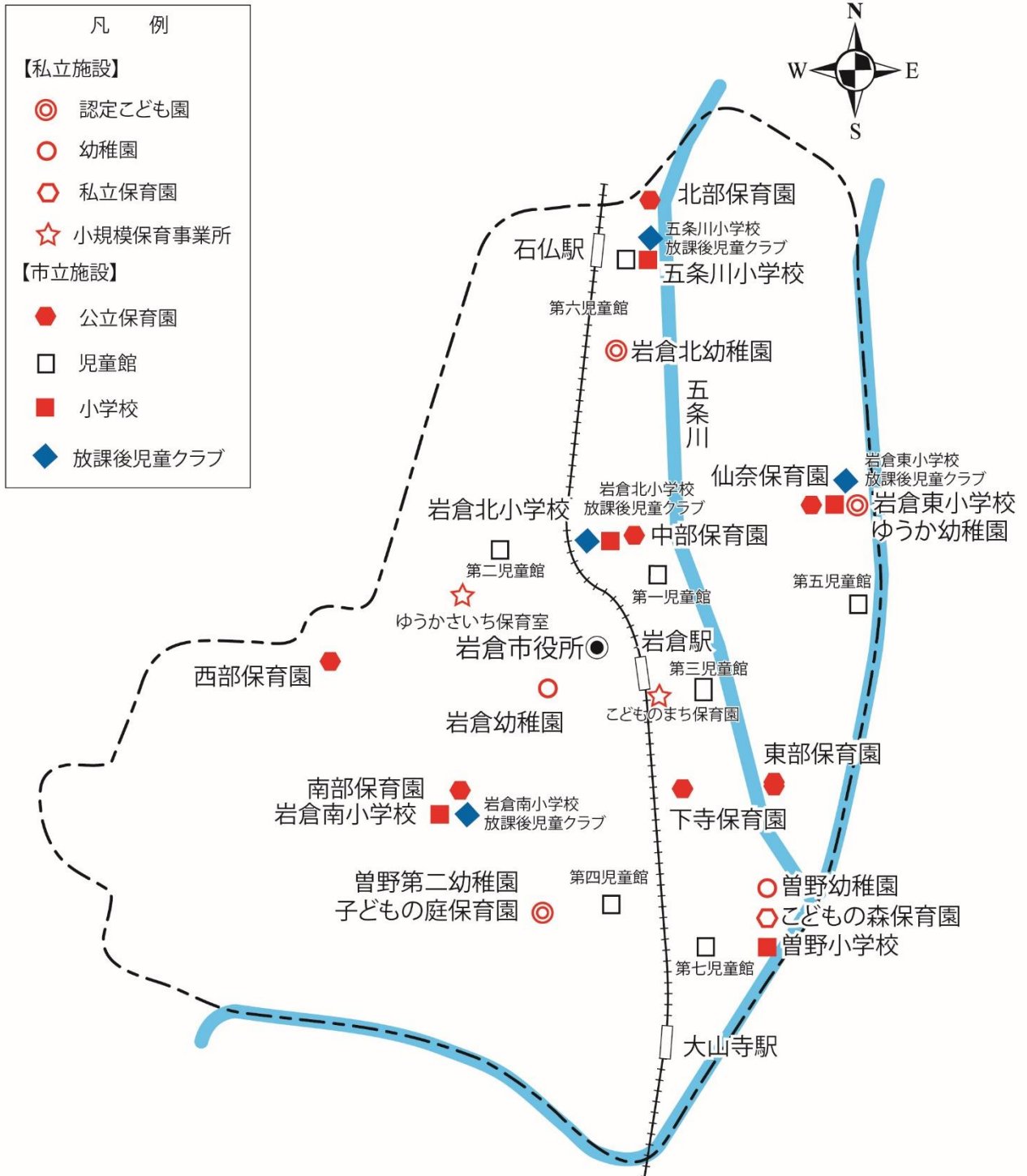
特徴4：コンパクトな市域で高密度に保育園等が整備されたまち（図6、図7参照）

- *岩倉市は、市域の面積が10.47km²の県内で最も市域の狭い市でありながら、名古屋市と北名古屋市に次いで人口密度の高いコンパクトで集約的なまちであることと、このコンパクトで集約的な市域に公立保育園7園、私立認定こども園3園、私立保育園1園、私立小規模保育事業所2園の計13園、私立幼稚園2園が開園されていることが大きな特徴の一つとなっています。
- *このことから、平成26年度に策定した「岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」では、市域を一つの教育・保育提供区域として設定しています。そして、この区域の中で必要な量・質の教育・保育サービスを確保していくことを計画に位置づけています。
- *しかしながら、平成29年度に保育園・認定こども園を利用している全保護者を対象にしたアンケート結果では、保育園・認定こども園を選ぶ際の動機として「入学予定の小学校区にあるから」をあげた人が少なかったことから、「岩倉市公立保育園適正配置方針（考え方）」では、「小学校区を保育園・認定こども園の利用圏域と考え、そのエリアごとにバランスよく保育園等の施設配置を進めていく」としました。

特徴5：「一体的な放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施」をめざした、全児童を対象とした放課後の居場所対策の検討

- *岩倉市では平成27年度に策定した「放課後子ども総合プラン」において、児童館で実施していた放課後児童クラブを小学校の敷地内に順次整備することとし、令和元年度に策定した第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画においても、継続して進められています。現在は岩倉北、岩倉南、岩倉東及び五条川の4つの小学校区において小学校敷地内に放課後児童クラブを開設し、6年生までの児童クラブの受け入れを実施しています。これにより岩倉北小学校において、土曜日に放課後児童クラブと一体的な放課後子ども教室を実施しています。また、令和6年度には、曾野小学校敷地内に放課後児童クラブの開設が予定されています。
- *放課後児童クラブを実施しなくなる児童館を、本来の機能である子どもの誰もがいつでも利用できる場所や中高生世代の居場所としての活用の他、施設の統廃合を含めた今後のあり方を検討しつつあります。

岩倉市における幼稚園・保育園、小学校及び放課後児童クラブ等の整備状況



2-1 保育園・認定こども園の開設状況

■岩倉市保育園一覧表

保育園名		所在地	利用定員	対象年齢	特色のある保育
公立	中部保育園	本町畑中 65 番地	118 名	1 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
	北部保育園	石仏町稲葉 144 番地 24	63 名	1 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
	南部保育園	大地町小森 5 番地	112 名	0 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
	東部保育園	大市場町順喜 11 番地	122 名	0 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児） 子ども絵本図書室 リフレッシュ保育室 (0587-38-2387)
	西部保育園	西市町二本木 19 番地 8	56 名	1 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
	仙奈保育園	東町仙奈 158 番地	101 名	0 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
	下寺保育園	下本町下寺廻 107 番地 1	101 名	0 から 5 歳児	3・4・5 歳児異年齢保育 地域活動（ちびっこクラブ） 障がい児保育（3 から 5 歳児）
私立	私立こどもの森保育園	曾野町宮前 35 番地	60 名	0 から 2 歳児	
	私立こどものまち保育園	本町一丁田 27 番地 2	9 名	0 歳児	小規模保育事業所
	私立ゆうか さいち保育室	西市町東畑田 38 番地 3	19 名	0 から 2 歳児	小規模保育事業所

■認定こども園一覧表

認定こども園名	所在地	利用定員	対象年齢
曾野第二幼稚園子どもの庭保育園	稲荷町大摩 46 番地 稲荷町大摩 45 番地 1	教育：135 名 保育：59 名	教育：満 3 から 5 歳児 保育：0 から 2 歳児
岩倉北幼稚園	神野町平久田 31 番地	教育：135 名 保育：76 名	教育：満 3 から 5 歳児 保育：1 から 5 歳児
ゆうか幼稚園	東町掛目 158 番地	教育：140 名 保育：78 名	教育：満 3 から 5 歳児 保育：1 から 5 歳児

2-2 放課後児童クラブ・児童館の開設状況

■放課後児童クラブ一覧表

小学校区	児童クラブ名	地域割り	定員
岩倉北小学校区	岩倉北小学校放課後児童クラブ	岩倉北小学校区全域	120人
岩倉南小学校区	岩倉南小学校放課後児童クラブ	岩倉南小学校区全域	80人
岩倉東小学校区	岩倉東小学校放課後児童クラブ	岩倉東小学校区全域	60人
五条川小学校区	五条川小学校放課後児童クラブ	五条川小学校区全域	80人
曾野小学校区	第三児童館放課後児童クラブ	下本町、大市場町	35人
	第七児童館放課後児童クラブ	下本町、大市場町を除く 曾野小学校区全域	30人

■児童館一覧表

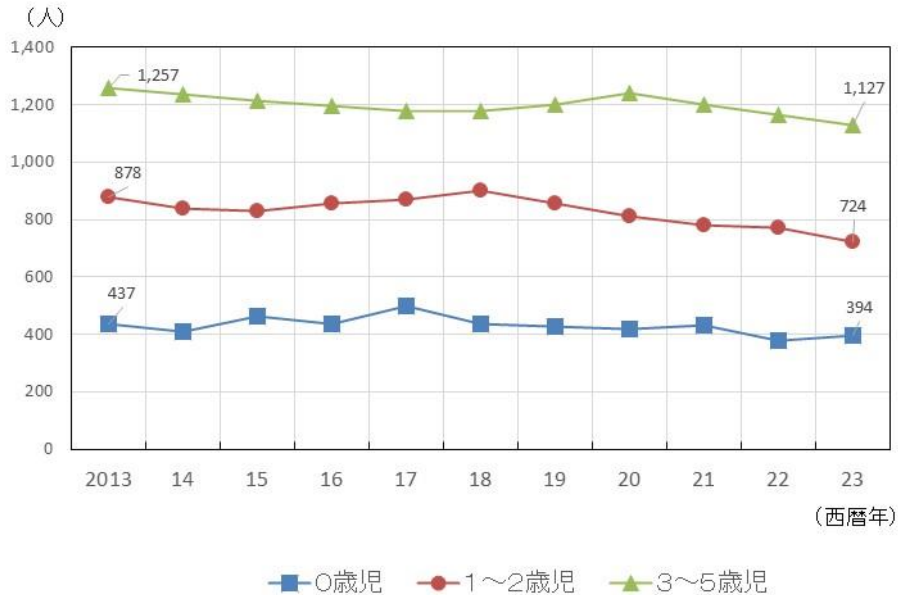
児童館名	所在地
第一児童館（くすのきの家）	中本町西出口 15 番地 1
第二児童館	宮前町二丁目 69 番地
第三児童館	下本町下市場 27 番地
第四児童館	稲荷町羽根 24 番地 3
第五児童館（ポプラの家）	東新町南江向 24 番地 5
第六児童館	石仏町往還東南 33 番地
第七児童館	曾野町花ノ木 57 番地

3 データからみた岩倉市の保育園等の現状

(1) 就学前児童数の推移と将来的な見通し

●岩倉市の就学前児童数は、少しずつですが減少しています。今後とも減少基調が続いていくものと予想されます（図1）。

図1 就学前児童数の推移



(2) 保育園、認定こども園の園児数の推移

- 園児数は2015（H27）年以降は増加基調にあります。これは、2015（H27）年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、働き方の変化等により保育需要が高まったためです。
- 年齢別では0～2歳児は2015（H27）年以降増加傾向にあります。3～5歳児についても、増加した0～2歳児が進級したことにより、2019（R元）年から2020（R2）年にかけて大幅に増加し、その後も横ばい傾向にあります（図2）。
- 1歳児・2歳児をはじめ、保育園・認定こども園の利用率は増加傾向にあります（図3）。

図2 保育園、認定こども園の園児数の推移（歳児年齢構成）

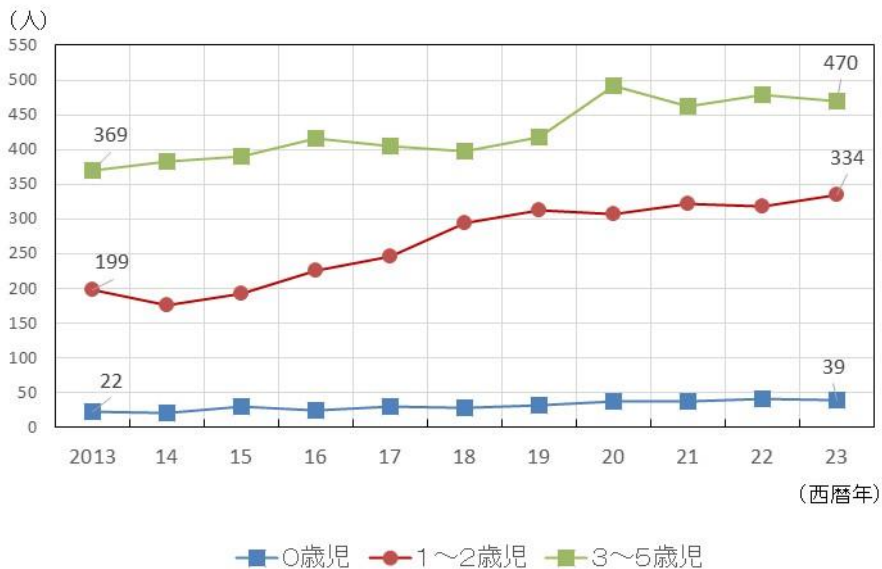
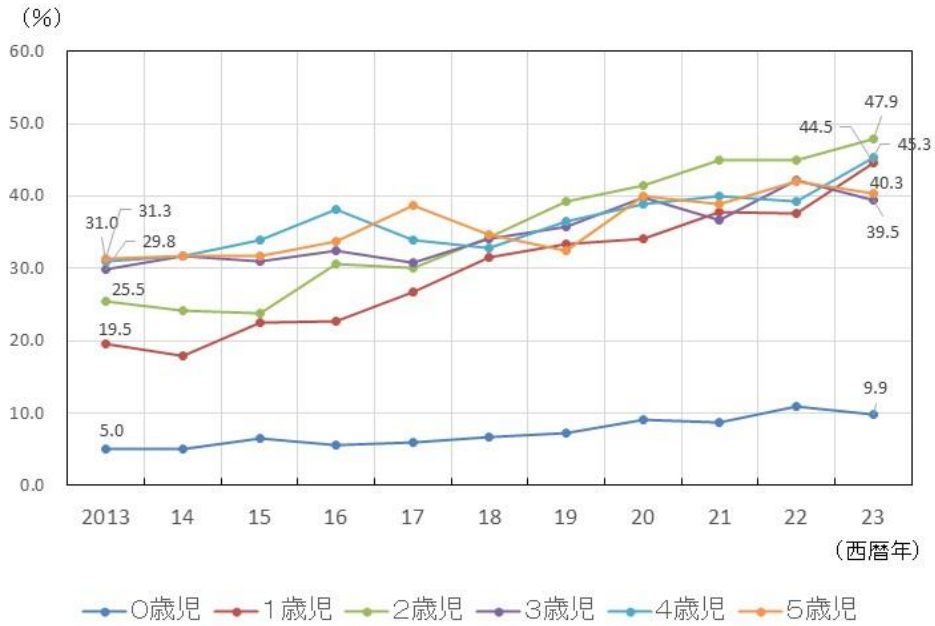
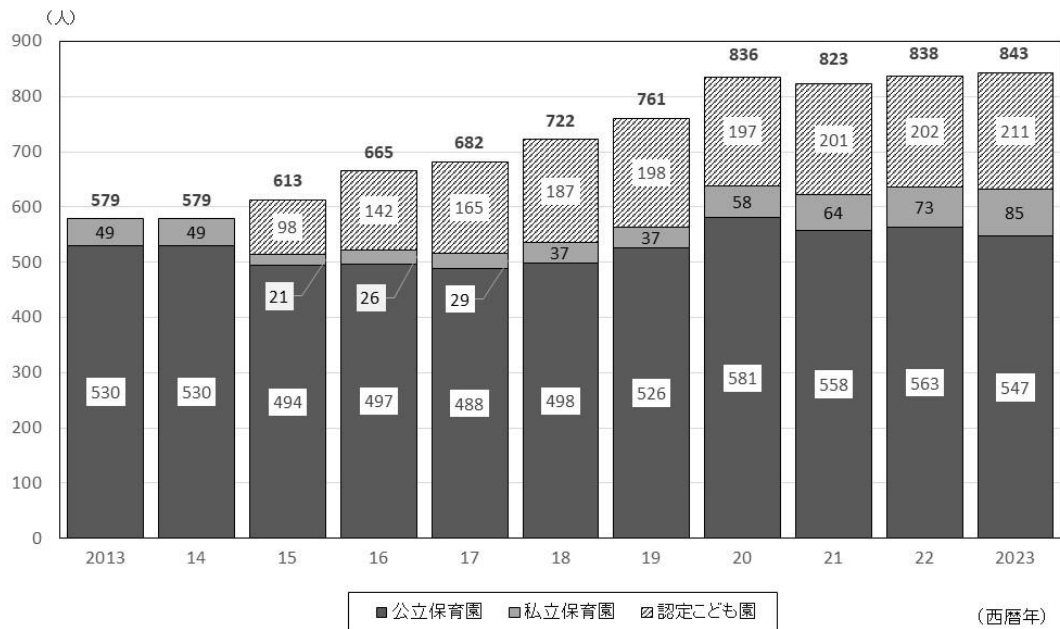


図3 歳児別の保育園・認定こども園の利用率



- 施設種別で見ると、私立保育園・認定こども園は一貫して増加しています。
- 一方、公立保育園の園児数は2017（H29）年までは減少していましたが、2018（H30）年から増加に転じ、2020年（R2）年には581人に達し、その後も概ね横ばい傾向にあります。
- 依然として続いている保育需要の拡大を、公立と私立の連携によって受け入れることで対応してきた結果をあらわしています（図4）。

図4 保育園、認定こども園の園児数の推移（施設種別構成）



(3) 放課後児童クラブの利用状況

- 放課後児童クラブの利用は低学年（1・2年生）や中学年（3・4年生）の利用が多くを占めています（図5）。
- また、冬休みや夏休みといった長期休業期間のみの利用者を加えると受入可能数を大きく上回り、児童クラブにより臨時的に他施設を利用した児童の受け入れによって対応している状況にあります。（表1）

図5 放課後児童クラブ登録者の学年内訳（令和5年4月1日現在）：通年利用

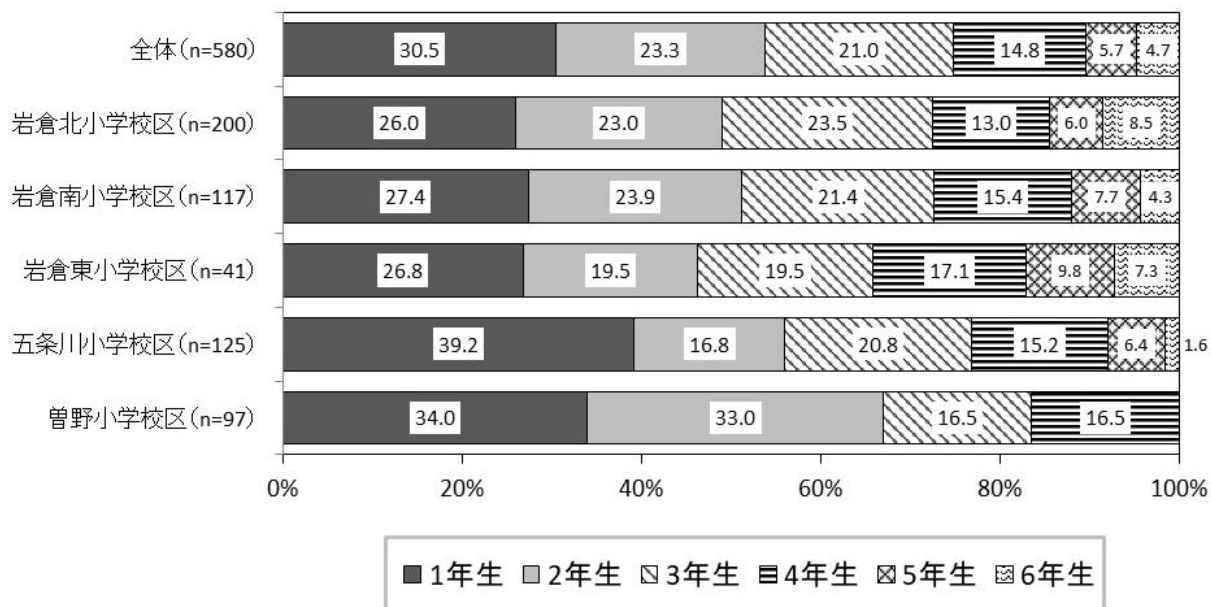


表1 放課後児童クラブ登録者数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

	通年利用	長期休業	合計	定員
全体	580	253	833	405
岩倉北小学校区	200	96	296	120
岩倉南小学校区	117	56	173	80
岩倉東小学校区	41	5	46	60
五条川小学校区	125	36	161	80
曾野小学校区	97	60	157	65

子ども・子育て支援施策・事業の現状と課題

岩倉市における子ども・子育て支援施策・事業の現状と課題を示すと以下の通りです。

課題1：今後とも引き続き求められる保育サービスの量的な充実

現状

- 岩倉市には、7つの公立保育園と3つの私立認定こども園、私立保育園3園（小規模保育所含む）と2つの私立幼稚園があり、定員拡大によって、学齢前の教育・保育需要に対応してきました。
- 少子化により就学前児童数は減少傾向にあるものの、**園の利用率は上昇傾向が続き、保育需要は引き続き高まっていくことが予想**されます。このため、年度途中における入園需要には必ずしも十分に対応できていない状況が生まれることも懸念されます。

課題

- 本市の第五次岩倉市総合計画「まちづくり戦略2：子育て世代の移住・定住を促す」の「展開方針 2-2：若い世代が“住んでみたい、住み続けたい”と思える総合政策の推進」を具現化するため、**3歳未満児を中心とした保育サービスの提供体制の充実や延長保育の充実などが課題**。

課題2：公立保育園の施設の老朽化への計画的かつ着実な対応（ハード面の教育・保育環境の向上と子どもの安全・安心確保）

現状

- 南部保育園を除く6園の公立保育園のほとんどが築50年以上と老朽化が進んでおり、しかも、建築年度が昭和41年～昭和52年の概ね10年以内に集中しており、施設の長寿命化を図ったとしても建て替え時期が集中してしまうことが懸念されます。
- こうした状況を背景に策定した「岩倉市公立保育園適正配置方針」に基づき、令和5年2月に「岩倉市五条川小学校区統合保育園基本構想」を策定し、令和8年度までには北部保育園と仙奈保育園の統合、子ども発達支援施設あゆみの家の複合化を予定しています。

課題

- 少子化の進行に伴う園児数の減少を見据えつつ、コンパクトでありながら**清潔・快適かつ安全で、質が高く、将来世代の健全な育ちにつながる施設環境（公立保育園）を確保することが課題**。
- 当面は、**北部保育園と仙奈保育園の統合、子ども発達支援施設あゆみの家の複合化を着実に進めていく**。

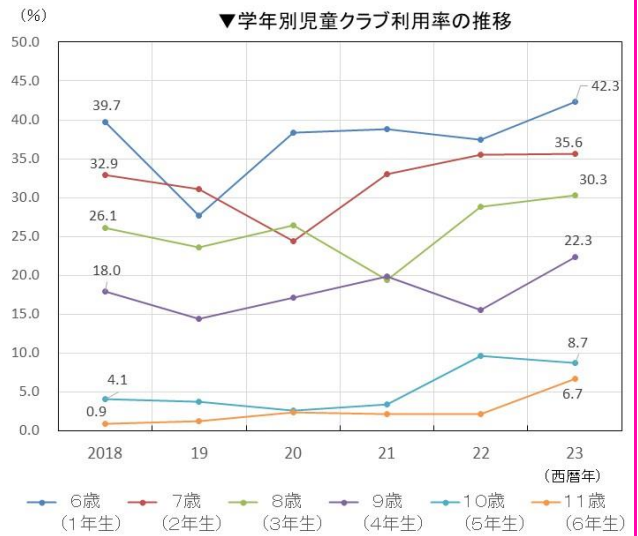
課題3：放課後児童クラブの需要拡大に合わせた定員確保と全児童対策としての放課後等における児童の居場所の充実

現状

○p1で整理したとおり、岩倉市では「放課後子ども総合プラン」を策定し、小学校の敷地内に放課後児童クラブを順次整備しており、曾野小学校での小学区敷地内における放課後児童クラブの開設（令和6年度）を最後に**小学校敷地内の放課後児童クラブの整備は一通り完了**します。

○しかし、保育需要の拡大に合わせて保育園等の定員拡大を進めてきたことによって、放課後児童クラブの需要が高まっています。このため、**放課後児童クラブの定員不足、中でも長期休業期間中の定員不足が常態化**しており、他施設でカバーせざるを得ない状況にあります。

○全児童対策とした放課後児童対策を目指してきましたが、**放課後子ども教室の企画・運営体制の充実が図られていないのが実情**です。



課題

○**放課後児童クラブの需要拡大に伴う対応が喫緊の課題**。

○「一体的な放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施」をめざした、全児童を対象とした放課後の居場所対策の充実とそのための体制づくり（放課後子ども教室の企画・運営体制）が課題。

○放課後児童クラブ機能がなくなった児童館の本来の児童館としての有効活用（子どもの居場所等）が必要。

課題4：発達に遅れのみられる子どもや外国籍の子どもなど個別ケースに対応した支援の充実

現状

○岩倉市の特徴として、外国籍の子どもが多いという状況があり、日本語・ポルトガル語適応指導教室を積極的かつ先行的に進めています。

○岩倉市では、p1で整理したとおり、「就学前児童の幼稚園と保育のあり方基本方針」の策定を機に『岩倉型の幼保連携（幼保小連携）』を進めてきました。その結果、長年の間、公立のみだった保育園に、私立の保育園、認定こども園が加わり、幼児期における教育・保育機会の多様性が確保されています。

○その一方で、**発達に遅れのみられる子どもやその疑いがある子どもの増加、子どもの貧困問題の顕在化、離婚率の上昇**などを背景に、特別な支援を要する子どもへの支援ニーズが高まっており、**公立保育園が果たすべき福祉的な役割が上昇**しています。

課題

○引き続き、障がい児やひとり親など**特別な支援が必要な親子への支援の充実と外国籍児童やその保護者に対する保育・幼児教育の施策・事業（プレスクール等）の充実**が必要。

○「障がい児等の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の充実」、「保育業務のセイフティネット（市場性や採算性などから民間では対応が困難なケースの対応）」など、**インクルーシブな保育環境を公私のへだたりなく整備していくことが大切**。

課題5：「こども家庭庁」の発足と「こども基本法」の施行を踏まえた、岩倉市子ども行動計画の見直しと子ども・子育て支援事業計画との一体化

現状

- 少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあります。また、児童虐待やいじめ、不登校等が問題となっています。こうした課題解決に向け、子どもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるようサポートをするために、国では「こども家庭庁」を令和5年4月に発足させ、同時に、あらゆる子ども施策の基盤となる基本理念を定めた「こども基本法」を施行させました。
- 岩倉市では、既に平成21年1月に岩倉市子ども条例を施行し、これに基づき子ども行動計画を策定し、子ども関連施策を進めてきました。



課題

- 「こども基本法」の施行により、改めて、「自分らしく生きる権利」や「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」といった子どもの権利が注目されており、子どもの権利を保障していくための取組を具体的に示した子ども行動計画の見直しが必要。